

151114 OSAKA

151115 TOKYO

リアリスティック発合格松本基礎講座ガイダンス

追っかけチャレンジコース

レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

1 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【11/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	32 日	11/20 ~ 12/21
不動産登記法	20 回	60 時間	24 日	12/22 ~ 1/14
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	46 日	1/15 ~ 2/29
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	18 日	3/1 ~ 3/18
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	8 日	3/19 ~ 3/26
刑法	7 回	21 時間	11 日	3/27 ~ 4/6
憲法	6 回	18 時間	9 日	4/7 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	148 日	

→ 「週 5.72 コマ」 ペース

【12/1 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	29 日	12/1 ~ 12/29
不動産登記法	20 回	60 時間	23 日	12/30 ~ 1/21
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	43 日	1/22 ~ 3/4
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	17 日	3/5 ~ 3/21
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	7 日	3/22 ~ 3/28
刑法	7 回	21 時間	10 日	3/29 ~ 4/7
憲法	6 回	18 時間	8 日	4/8 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	137 日	

→ 「週 6.18 コマ」 ペース

【12/10 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	27 日	12/10 ~ 1/5
不動産登記法	20 回	60 時間	21 日	1/6 ~ 1/26
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	40 日	1/27 ~ 3/6
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	16 日	3/7 ~ 3/22
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	7 日	3/23 ~ 3/29
刑法	7 回	21 時間	9 日	3/30 ~ 4/7
憲法	6 回	18 時間	8 日	4/8 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	128 日	

→ 「週 6.62 コマ」ペース

2 今から受講し始めて間に合うか？

判断基準 4月15日までに全講義を聴き終えることができる方

【初学者の方】

- ・ 専業受験生の方 ○
- ・ 兼業受験生の方 ×

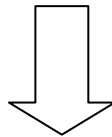
→ 平成 29 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座

【中上級者の方】

- ・ 専業受験生の方 ◎
- ・ 兼業受験生の方 △ (フルタイムだと厳しい)

3 今から受講し始めるメリット

できること以外 思い切って完全に捨てられる



1. テキストおよび過去問以外の知識は、完全に捨てる
2. 講義で「今は飛ばしてください」と申し上げた箇所は、必ず飛ばす
3. テキストの復習で、下線と書き込みだけで論理をたどれるならば、一字一句読まない
4. 過去問を何回も繰り返す学習方法は採らない（→テキストでアウトプットする）
5. 条文の音声学習は、行わない
6. 不動産登記法と商業登記法の申請書の学習は、音声データを使って机に向かえない時間で習得する

7. 「共通する視点」を使って、記憶量を減らす

【地役権】

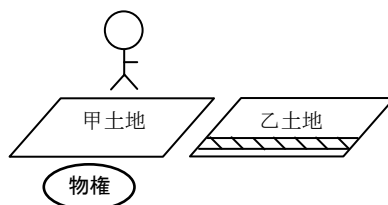
民法280条（地役権の内容）

地役権者は、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有する。ただし、第三章第一節（所有権の限界）の規定（公の秩序に関するものに限る。）に違反しないものでなければならない。

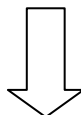
地役権に共通する視点

①地役権は、土地（要役地）のための物権であり、土地（要役地）にくっついている物権です。

通常の物権は、人にくっついていて（人が物権を有しています）。地役権は、非常に変わった物権で、人が設定しますが、土地（要役地）にくっついている物権なのです。民法280条にも「他人の土地を自己の土地の便益に供する権利」とあります。右の図のようなイメージです。



②原則として要役地に有利なルールになっています。

**知識1**

個人的便益のため（ex. 狩猟^{しかりゅう}のため、植物の植栽のため）に地役権を設定することはできません。土地（要役地）のための物権だからです（上記①の視点）。

知識2

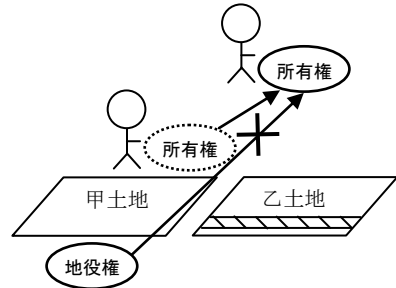
要役地の所有者にかぎらず、要役地の地上権者、永小作人、賃借人も地役権を使うことができます（民法281条1項参照）。

地役権は土地（要役地）にくっついている物権であるため、土地（要役地）を使える者は使えるのです（上記①の視点）。

知識 3

要役地を譲渡すれば、特に「地役権も譲渡する」と約定しなくても、要役地の譲渡を受けた者は地役権を行使できます。また、要役地の所有権移転の登記をすれば、地役権の取得を第三者に対抗できます（大判大13.3.1）。

地役権は土地（要役地）にくっついている物権であるため、要役地が譲渡されれば地役権も付いてきますし、所有権について対抗要件を備えればOKなのです（上記①の視点）。

**知識 4**

地役権を要役地から分離して地役権のみを譲り渡したり、他の権利の目的としたりすることはできません（民法281条2項）。

地役権は土地（要役地）にくっついている物権であるため、土地から切り離すことはできないのです（上記①の視点）。

知識 5

要役地の各共有者は、自己の持分についてだけ地役権を消滅させることはできません（民法282条1項）。

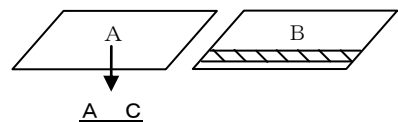
よって、たとえば、ある者が承役地の共有者の一人であり、かつ、要役地の共有者の一人であっても、要役地上の地役権は、その者の持分においても混同で消滅しません（民法282条1項）。

地役権は、人ではなく、土地（要役地）にくっついている物権であるため、持分についてのみ消滅することはないのです（上記①の視点）。

**知識 6**

要役地または承役地が共有物の分割または一部譲渡により数人に帰属したときも、地役権が性質上土地の一部に関するものであるときを除き、地役権は各部分のためまたは各部分の上に存続します（民法282条2項）。

ex. Aが共有している土地を要役地、Bが所有している土地を承役地として通行地役権が設定されている場合に、AがCに要役地の2分の1を一部譲渡した場合、Cも通行地役権を行使



することができます。

地役権は、土地（要役地）にくっついている物権であるため、共有物の分割または一部譲渡により持分を譲り受けた者も使えるのです（上記①の視点）。

知識 7

要役地の共有者の 1 人が時効によって地役権を取得すると、他の共有者も地役権を取得します（民法 284 条 1 項）。

地役権は、土地（要役地）にくっついている物権であるため、1 人が時効取得すれば要役地のために地役権が発生し、他の共有者も地役権を使えるのです（上記①の視点）。また、これは、地役権が要役地に有利なルールになっている点でもあります（上記②の視点）。

知識 8

地役権が時効取得されそうになっている場合、承役地（になりそうな土地）の権利者は、時効取得を防ぎたいと考えます。訴えの提起などで時効を中断させることができますのですが、要役地が共有の場合、時効を中断させる措置は、要役地の共有者全員に対してしなければ効力が生じません（民法 284 条 2 項）。

これは、地役権が要役地に有利なルールになっている点です（上記②の視点）。

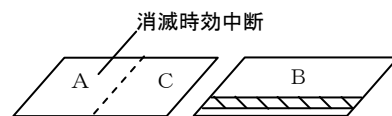
知識 9

地役権が時効で消滅しそうになっている場合、要役地が共有のときは、共有者の 1 人に時効の中断事由または停止事由が生じた場合は、中断または停止の効力は他の共有者にも及びます（民法 292 条）。

ex. AC が通路を開設していない通行地役権の要役地を共有しており、その消滅時効が進行している場合において、A のみが通行地役権を行使してその消滅時効を中断したときでも、C との関係でも消滅時効が中断します。

つまり、地役権の消滅時効を中断させたい場合には、共有者のうちの 1 人が中断措置をとればよいということです。

これは、地役権が要役地に有利なルールになっている点です（上記②の視点）。

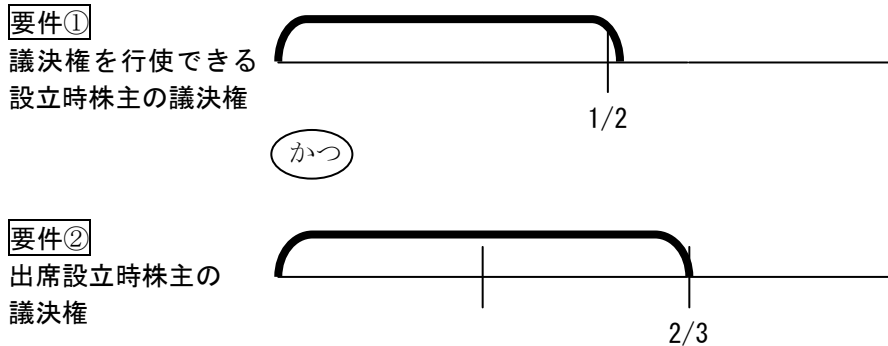


4 講義を聴くメリット

【創立総会の決議要件】

会社法73条（創立総会の決議）

- 1 創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。



募集設立の場合、第三者（設立時募集株式の引受人）がいるため、通常は持株数の多い発起人だけで決定されないよう、株主総会よりも決議要件が厳しくされています。

- ex. 議決権を行使することができる設立時株主の議決権が1000個である設立中の会社において、501個の議決権を有する株主が創立総会に出席しました。定款の変更について334個の議決権を有する設立時株主が賛成しても、当該決議は成立しません。501個の議決権を有する設立時株主が賛成する必要があります。

Point

要件①の「議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数」は、厳しい定足数を設けたようなものです。

- ex1. 「議決権を行使することができる設立時株主の議決権の半数（上記ex. の会社だと500株）以下の株主の出席」しかなければ、その時点で決議要件を充たさないことになります。
- ex2. 「議決権を行使することができる設立時株主の議決権の半数プラス1株（上記ex. の会社だと501株）の株主の出席」しかなければ、全員の賛成（上記ex. の会社だと501株）が必要になります。

※以下の講義も視聴して判断してください。

- ・民法の全体像（ガイダンス⑤⑥）
- ・会社法の全体像（ガイダンス⑦⑧）
- ・民法第1回講義
- ・不動産登記法第1回講義
- ・会社法・商業登記法第1回講義

【視聴方法】

リアリスティック司法書士試験／担当ガイダンス

<http://realistic-sihousyosisikenn.jp/category20/>

5 本講座の特典

①充実したフォロー制度

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用します。講座専用ブログでは、以下の2点のフォローを行います。

- (i) コメント欄でのご質問・ご相談受付
講師が直接回答します。
- (ii) 毎回の講義終了後に解く過去問の情報（P10～19 参照）
 - ・テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
 - ・すべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
 - ・一部の肢の解説（学説問題など）

②シャドウィング用音声データ（松本セレクト条文・申請書）の提供

③記述の推測採点基準（松本作成）の提供

平成 28 年度本試験の直前期に、平成 27 年度本試験の記述の開示請求答案の分析に基づく「推測採点基準（松本作成）」をお送りします。このデータの中には、平成 27 年度の分析だけでなく、平成 26 年度以前の分析に基づくもので、平成 28 年度向けにも有益だと思われる情報も出し惜しみなく記載します。

「平成 26 年度以前の分析に基づくもの」とは、たとえば、以下のような情報です。

- ・これまでの枠ズレの採点方法
- ・商業登記（記述）である欄を書かなかつたら〇〇が 0 点になった
- ・「反対に採点してください」は使っていいのか
- ・細かい書き方（ex. 「同日」は使っていいのか）

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法4回目>

ご受講お疲れ様でした。

民法4回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO.2, 3, 5, 7, 8, 10, 25, 32, 35, 36, 41～48, 53～60, 62, 63, 65～72）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」(※)は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておくと、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法4回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくということは構いません。

【NO.2】

※アの根拠は、P28です。

※イの根拠は、P112です。取消しは効果を切るだけですから、追認と異なり、制限行為能力者でも単独ですることができます。そして、取り消すと無効で確定しますので、取消しを取り消すことはできません。

※ウの根拠は、P114です。Aはまだ未成年者ですので、民法125条の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P113マル1）。

※エの根拠は、P114です。Bは行為能力者ですので、パソコンを引き渡した（履行した）ならば、法定追認に当たります（P114）。

※オの根拠は、P27（25）です。

【NO.3】

※アの根拠は、P112です。絵画は天災により滅失したので、現存利益はないと言えます。

※イの取消しの根拠はP115、無効の根拠はP108です。

※ウの根拠は、P110です。

※エの根拠は、P19です。

※オの根拠は、P28です。

【NO.5】 2

※1の根拠は、P23です。

※2は、家族法における知識ですが、細かいのでⅡのテキストでも扱いません。余裕がある方は、家族法で利益相反取引を学習した後に拾ってください。家族法で利益相反取引を学習した後に、解説をご覧ください。

※3の根拠は、P86です。

※4の根拠は、P28です。民法21条に「制限行為能力者が」とありますとおり、成年被後見人であっても、詐術を用いた場合には保護されません。

※5の根拠は、P113です。追認すると、有効で確定しますので、取り消せなくなります。

【NO.7】 1

※1は、まだ講義で触れていない知識です。P142・140で扱います。取り消した後の返還請求権は不当利得に基づくものですので、債権です。そして、債権の消滅時効は10年です（P140）。

※2の根拠は、P113です。

※3の根拠は、P23です。

※4の根拠は、P107です。P109の無効行為の追認の話と混同しないでください。取り消すことができる行為は、初めから有効であり（P107）、追認により確定的に有効になるだけです。

※5の根拠は、P112です。

【NO.8】

※アの根拠は、P112です。

※イの根拠は、P113です。

※ウの根拠は、P27（26）です。

※エの根拠は、P112です。

※オの根拠は、P28です。

【NO.10】

※アの根拠は、P35・112です。

※イの根拠は、P35・112です。

※ウの根拠は、P35です。「双方善意」を探してください。Cが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Cは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※エの根拠は、P35です。「双方善意」を探してください。Dが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Dは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※オの根拠は、P35です。「双方善意」を探してください。Dが悪意ですが、その前にB及びCが双方善意ですので、Dは土地の所有権を失わずに済みます。このように、緑で下線

を引いたまたは書き込んだものは、複数の知識や肢に使えますので、有効活用してください。

【NO. 25】 エ

※アの根拠は、P49 です。

※イの根拠は、P51 です。通謀をしたものの間では依然として無効ですので、乙は甲に請求できません。

※ウの根拠は、P71 です。

※エは、まだ講義で触れていない知識です。Ⅱのテキストで扱います。

※オの根拠は、P73 です。

【NO. 32】

※アの根拠は、P65 です。

※イの根拠は、P65 です。沈黙も詐欺になり得ます。

※ウの根拠は、P59 です。

※エの根拠は、P60 です。

※オの詐欺の根拠は P65・108 (115)，錯誤の根拠は P63・108 です。

【NO. 35】

※これも、学説問題です。P60 についての学説問題ですが、少し難しい問題です。学生Aが動機表示説、学生Bが一元的構成説です。学生Aの2つ目の発言である「広くなりすぎないかな」から学生Bが一元的構成説であること、学生Aの3つ目の発言である「動機が表示されているかで区別するから」で学生Aが動機表示説であることがわかります。このように、空欄補充問題は、後半部分まで読み進めないと答えがわからないことが多々あります。空欄補充問題を解くときは、「前半では空欄の答えはわからないだろう」と思って解いてください。

※アの根拠は、P59 です。

※イの根拠は、P59 です。

※ウの根拠は、P60 です。

※エの根拠は、P60 です。

※オの根拠は、P60 です。

【NO. 36】

※アの根拠は、P63 です。

※イの錯誤の根拠は P108 (62)，詐欺の根拠は P108 (112) です。

※ウの錯誤の根拠は P109，詐欺の根拠は P113 です。

※エの錯誤の根拠は P108，詐欺の根拠は P108 (115) です。

※オの錯誤の根拠は P63，詐欺の根拠は P65 です。

【NO. 41】

※このような問題を対話問題といいます。対話問題は、どこで話が変わったかがポイントです。話が変わったら、線を引いて区切ってください。この問題では、エの上の教授の会話に「次に、事例を変えて」とありますので、ここで大きく話が変わっています。「次に、事例を変えて」で始まる教授の会話とその上の学生の会話の間に線を引いて区切ってください。

※アの根拠は、P84 です。

※イの根拠は、P83 です。

※ウの根拠は、P82 です。

※エの根拠は、P92 です。P61 にありますとおり、I のテキストで重過失かどうかの問題となるのは、錯誤だけです。

※オの根拠は、P95 です。オの2つ上の教授の会話で、「過失はあった」とありますので、P95 の「過失はあってもOK」まで聞いています。

【NO. 42】

※アの根拠は、P82 です。

※イの根拠は、P83 です。

※ウの根拠は、P78 です。P78 にありますとおり、代理の効果はすべて本人に帰属しますので、取消権も本人に帰属し、本人は取り消すことができます。

※エの根拠は、P84 です。

※オの根拠は、P86 です。

【NO. 43】 オ

※アの根拠は、P82 です。

※イの根拠は、P85 です。ただし、瑕疵担保責任については、まだ扱っていません、II のテキストで扱います。

※ウの根拠は、P83 です。

※エの根拠は、P104 です。

※オは、テキスト未掲載の知識です。これは、知識として入れる必要はありません。

【NO. 44】 イ（即時取得について）・エ

※使者については、P77 に記載しましたとおり、犬をイメージしながら解いてください。

※アの代理人の根拠は P77 (58)、使者の根拠は P77 (58) です。代理の場合、法律行為に問題点があるかは原則として代理人を基準としますので (P85)、代理人に重過失がなければ錯誤無効を主張できます (P58)。それに対して、使者の場合、法律行為に問題点があるかは本人を基準としますので (P77)、本人に重過失があれば錯誤無効を主張できません (P58)。

※イの代理人の根拠は P77 (175), 使者の根拠は P77 (175) です。これも, アと同じく, 法律行為に問題点があるかは, 代理の場合は原則として代理人, 使者の場合には本人について決するという知識ですが, 即時取得はまだ講義で触れていません。即時取得は, P175〜で扱います。

※ウの代理人の根拠は P77, 使者の根拠は P77 です。

※エは, テキストに直接の知識はありません。代理はもちろん代理人に代金額の決定権限を付与することができます (本人が納得すれば OK というのが代理の基本的な考え方です。P78)。それに対して, 使者に代金額の決定権限を付与することはできません。使者については, 犬のイメージから推理してください。犬が代金額を決定することはできないでしょう。

※オの代理人の根拠は P77 (88), 使者の根拠は P77 です。

【NO. 45】

※1の根拠は, P86 です。

※2の根拠は, P99 です。

※3の根拠は, P82 です。

※4の根拠は, P85 です。

※5の根拠は, P85・71 です。

【NO. 46】

※理由も問われている問題です。基本的に理由は問われませんが, このようにたまに問われることがあります。

※イの根拠は, P80 です。

※エの根拠は, P81・92 です。自己契約・双方代理に違反した場合は, 無権代理となります (P81)。無権代理ですので, 追認が可能です (P92)。

※オの根拠は, P81 です。

※クの根拠は, P81 です。

【NO. 47】 イ (即時取得について)・オ

※アの根拠は, P66 です。

※イの根拠は, P86 です。ただし, 即時取得については, まだ講義で触れていません。即時取得は, P175〜で扱います。

※ウの根拠は, P85・92 です。無権代理人の責任追及は, 責任追及をする者が善意無過失である必要があります (P92)。そして, 責任追及をする者が代理を利用した場合, 原則として, 善意無過失かは代理人 (本肢の B) を基準にしますので (P85), B に過失があると無権代理人の責任追及をすることはできません。

※エの根拠は, P82 です。

※オは、P52の表の右のマル8ですが、講義で飛ばしたところです。

【NO. 48】

※アの根拠は、P82です。また、P61のふき出しにありますとおり、Iのテキストで重過失かどうかは問題となるのは錯誤だけです。

※イの根拠は、P100です。

※ウの根拠は、P104です。

※エの根拠は、P105です。

※オの根拠は、P97です。

【NO. 53】 イ（類推適用について）

※アの根拠は、P94です。

※イの根拠は、P93です。P93のex2.で申し上げましたとおり、売買代金の入金を6か月間放置しておいたことが黙示の追認に当たるかは微妙です。しかし、「法定追認について定めた規定の類推適用により」という箇所が明確に誤りとなりますので、誤りとなります。

※ウの根拠は、P93です。

※エの根拠は、P97です。

※オの根拠は、P92です。

【NO. 54】

※アは、P93 ex2.で申し上げましたとおり、売買代金の一部を受領することが黙示の追認に当たるかは微妙です（判例などの根拠はありません）。この肢は、辰巳とTACさんは正しいとしていますが、LECさんは誤りとしています。

※イの根拠は、P92です。

※ウの根拠は、P100です。

※エの根拠は、P94です。

※オの根拠は、P92です。

【NO. 55】

※1の根拠は、P93です。

※2ですが、そんな規定はありません。P90の会話にありますとおり、本人は「ラッキー」という理由で追認できます。このように、試験委員が創作した肢を「そんな規定はない肢」と読んでいますが、これについては、テキストに根拠を書き込む必要はありません。

※3の根拠は、P94です。

※4の根拠は、P93です。P93にありますとおり、特約（双方の合意）があれば遡及効（さかのぼる効力）を制限できますが、遡及するかどうかを本人が選べるわけではありません。

※5の根拠は、P93です。追認拒絶をすると、本人に効果が及ばないことに確定します。

【NO. 56】

- ※アの根拠は、P94 です。
- ※イの根拠は、P93 です。
- ※ウの根拠は、P93 です。
- ※エの根拠は、P95 です。取り消すと、無効で確定します (P95)。
- ※オの根拠は、P93 です。

【NO. 57】

- ※1の根拠は、P99 です。
- ※2の根拠は、P94 です。
- ※3の根拠は、P94 です。
- ※4の根拠は、P92・93 です。丙が悪意ですので、乙に無権代理人の責任追及をすることもできません (P92 マル4)。
- ※5の根拠は、P92 です。

【NO. 58】

- ※アの根拠は、P96 です。
- ※イの根拠は、P97 です。
- ※ウの根拠は、P96 です。
- ※エの根拠は、P97 です。
- ※オの根拠は、P98 です。

【NO. 59】

- ※アの根拠は、P96 です。
- ※イの根拠は、P97・92 です。本問冒頭の3～4行目に「Cには…過失がある」とありますので (ア～オだけではなく、問題冒頭の記載もよく読んでください)、Cは無権代理人の責任追及 (履行または損害賠償請求) をすることはできません (P92)。
- ※ウの根拠は、P96 です。
- ※エの根拠は、P96 です。
- ※オの根拠は、P97 です。

【NO. 60】 2・4・5

- ※P96の2つ目の事例についての判例の見解を基にした学説問題です。学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。
- ※1の根拠は、P96 です。無権代理人の相続分の限度で当然に有効になるわけではありません (P96)。無権代理人以外の相続人が追認しない限り、無権代理行為は有効にはなりません。
- ※2は、(準) 共有しているものの処分は全員でしなければならない (民法 251 条) という

知識から考えますが、まだ講義で扱っていません。P227 で扱います。

※3の根拠は、P96 です。

※4は、「相手方は無権代理人の責任追及ができるから、当然に有効とならなくてもいいだろ」と言いたいわけですね。

※5は、全員が追認した場合には、有効になりますので、無権代理人の責任追及はできなくなります (P92 要件マル2)。これは、この見解と矛盾するものではありません。

【NO. 62】

※P100 に関する学説問題です。この問題は、次回の講義冒頭で解説します。なお、講義では「過去

問を解くまで、P100 の記載はご覧にならないでください」と申し上げましたが、解いたあとにはご覧いただいて結構です。また、本問については、『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(黄色い本)のP273～278に解法(解き方)があります。P100 をご覧になりながら、上記の書籍の解法(解き方)をご覧ください。

※アの根拠は、P100 です。

※イの根拠は、P100 です。

※ウの根拠は、P100 です。

※エの根拠は、P100 です。

※オの根拠は、P100 です。

【NO. 63】

※P100 の判例の見解を基にした、学説問題です。なお、講義では「過去問を解くまで、P100 の記載はご覧にならないでください」と申し上げましたが、解いたあとはご覧いただいて結構です。

※アの根拠は、P100 です。

※イの根拠は、P100 です。

※ウの根拠は、P100 です。

※エの根拠は、P100 です。

※オの根拠は、P100 です。

【NO. 65】

※アの根拠は、P107 です。

※イの根拠は、P108・115 です。

※ウの根拠は、P62・51 です。P62 や P51 の場合があります。

※エの根拠は、P109・93 です。

※オの根拠は、P115 です。

【NO. 66】 イ

※アの根拠は、P115 です。

※イは、テキスト未掲載の知識ですので、知識として補充してください。まだ債権譲渡を詳しく学習していませんので債権譲渡をⅡのテキストで学習した後でお読みいただければ結構ですが、債権譲渡がされた場合には、追認の相手は、譲受人ではなく、譲渡人とされています（大判大 14. 3. 3）。

※ウの根拠は、P115 です。P114 のふきだしの判断基準を思い出しながら解いてください。単に正誤を判断することにたいした意味はありません。それよりも、形を変えて出題されても大丈夫なように、判断基準（本試験で行う思考）が思い出せるように練習することに意味があります。

※エの根拠は、P115 です。P114 のふきだしの判断基準を思い出しながら解いてください。単に正誤を判断することにたいした意味はありません。それよりも、形を変えて出題されても大丈夫なように、判断基準（本試験で行う思考）が思い出せるように練習することに意味があります。

※オの根拠は、P114 です。

【NO. 67】

※アの根拠は、P27（25）です。

※イの根拠は、P114 です。保佐開始の審判が取り消されていますので、民法 125 条の「追認をすることができる時以後」に当たります（P113 マル 1）。

※ウの根拠は、P94 です。狭義の無権代理の場合、本人は何も関係がありませんので、確答を発しなくても追認（有効）にはならず、追認拒絶（切る）となります。

※エの根拠は、P114 です。詐欺に気付いていませんので、民法 125 条の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P113 マル 1）。

※オの根拠は、P96 です。

【NO. 68】

※アの根拠は、P117 です。

※イの根拠は、P117 です。

※ウの根拠は、P118 です。

※エの根拠は、P118 です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同様に、論理的に考えて判断します。

※オの根拠は、P119 です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同様に、論理的に考えて判断します。

【NO. 69】 2

※1 の根拠は、P117 です。

※2は、P117にあります。講義で飛ばしたところです。

※3の根拠は、P119です。

※4の根拠は、P117です。

※5の根拠は、P119です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同様に、論理的に考えて判断します。

【NO. 70】

※アの根拠は、P122です。

※イの根拠は、P120です。

※ウの根拠は、P119～120です。

※エの根拠は、P121です。

※オの根拠は、P120です。

【NO. 71】

※アの根拠は、P116・122です。

※イの根拠は、P117です。

※ウの根拠は、P120です。

※エの根拠は、P122です。

※オの根拠は、P117です。

【NO. 72】 2つ目の空欄・4つ目の空欄

※よくねられた良問です。ただし、贈与と使用貸借については、Ⅱのテキストで扱うので、その点は難しかったかもしれません。まだわからなくても結構です。

※1つ目の空欄の根拠は、P122です。

※2つ目の空欄ですが、不確定期限付きということは、返すことが確実ですので、贈与ではなく、使用貸借となります。この肢は、過去問番号をテキストに書き込む必要はありません。

※3つ目の空欄の根拠は、P117です。

※4つ目の空欄ですが、学生Bが最後に「君のように考えると…Xの相続人が住宅の所有権を取得する」と言っています。Ⅱのテキストで扱う知識ですが、使用貸借ですと、借主の死亡によって終了するので（民法599条）、使用貸借ではなく、贈与となります。また、そもそも、使用貸借は借り手（本問のX）に所有権はありません。この肢は、過去問番号をテキストに書き込む必要はありません。

※5つ目・6つ目の空欄は、過去問番号をテキストに書き込む必要はありません。

次回の講義もよろしくお願いたします。

本講座の平成 27 年度合格者の方へのアンケート

※合格者の方の掲載順は、50 音順です。

1 . 講義について

	小濱美智代さん	高橋未央さん	藤田和也さん
①講義は何回聴きましたか？	1 回	1 回	1 回
②1 回の講義を聴き終えるのにどれくらいの時間をかけましたか？	5 時間	3 時間	3 時間 30 分～4 時間
③基本的に講義は一時停止や巻き戻したりしないで聴きになりましたか？	何回も停めたり巻き戻しました。一時停止して書いたりしました。	はい	しました
④松本が講義中に書き込んだ事項は書き込みましたか？	すべて書き込みました（絵も）。	はい	書き込みました
⑤松本が講義中に書き込まず、口頭で説明した事項で「書き込んだほうがいいかな」と思った事項は書き込みましたか？	あまり書きませんでしたが。書く時は自分が書いたとわかるようにしました。	たまに書き込みました。	書き込んだところもある。
⑥その他に何か講義を聴く際に気をつけていたことがあれば教えてください。	わからないところは巻き戻して何回も見ました。	民法は特に講義を聞きながら記憶する勢いでやっていました。	知っている知識かどうか

2. 日々の勉強について

		小濱美智代さん	高橋未央さん	藤田和也さん
①勉強時間はどれくらいでしたか？	平日	10時間くらい	4～5時間	約13時間
	休日	10時間くらい	7～8時間	約10時間
②休憩はどれくらいの間隔でとっていましたか？		「50分で10分休憩」を目安にしていました。	5～10分休みくらい (1～2時間に1回)	集中力がきれたら、とる
③集中力が落ちてきたときに行う勉強は何か決めていましたか？(ex. 集中力が落ちてきたときは択一過去問を解く)		過去問や答練を解く。書く作業を入れる。	条文シャドウイングをする。 合格体験記を読む。	特に決めていません。
④直前期は「民法→不動産登記法→…」などのように科目順に進めていましたか？ それとも「民法、不動産登記法、会社法・商業登記法を並行する」など複数の科目を並行して進めていましたか？		科目順です。	科目順	1つの科目を進めていた。
⑤ご自身の生活リズムの関係で気をつけていたことはありますか？(ex. 朝はあまり集中できないので、記述の問題を解く)		朝に過去問を解く。	講義→過去問、復習を必ずこなす。 眠い時間(2～3時)は作業の時間(フセンを貼るなど)	朝に音読作業を採り入れた
⑥モチベーションを上げるために行っていたことはありますか？			先生ブログを見る	得には決めていません。

3. 勉強方法について

		小濱美智代さん	高橋未央さん	藤田和也さん
①テキストは何回回しましたか？	3月まで	7回くらい	2回	2回
	直前期(4月~6月)	4回くらい	5回	2回
②過去問は何回回しましたか？	3月まで	2回くらい	1回	1回
	直前期(4月~6月)	2回くらい	1回	1回
③テキストはアウトプットしながら読みましたか？		できるだけ	はい	はい。
④過去問の解き方で工夫したことがあれば教えてください。		1度解いて間違えたところを重点的に復習する。問題を覚えないうちに連続しないように解く。	文を途中まで読み、後半を思い出す	
⑤シャドウイングは行いましたか？	申請書	あまり	はい	していません
	条文	ウォーキングしながらシャドウイングしました。	はい	していません
⑥その他に何か教材の使用で工夫した点があれば教えてください。		記述のひな形集を作成しました。		

4. 答練・模試について

	小濱美智代さん	高橋未央さん	藤田和也さん
① 答練は受けましたか？	受けていません。	はい	受けました
② (答練を受けていた場合) 正解問題数はどれくらいでしたか？		26問～27問	25問～30問くらい
③ (答練を受けていた場合) 復習にはどれくらいの時間をかけましたか？		1～2時間	1日以内。それ以上はやらない
④ (答練を受けていた場合) どのような問題をどのように復習しましたか？		間違えた問, 苦手な肢だけテキストに戻る	間違えた肢でテキストに載っているものは, テキストに戻る。
⑤ 模試は受けましたか？	11回受けました。	はい	受けました
⑥ (模試を受けていた場合) 正解問題数はどれくらいでしたか？	20問前半～30問	26問～27問	25問～30問くらい
⑦ (模試を受けていた場合) 復習にはどれくらいの時間をかけましたか？	30分間×2～3回	1～2時間	1日以内
⑧ (模試を受けていた場合) どのような問題をどのように復習しましたか？	基本的な間違いをテキストに戻って復習	間違えた問, 苦手な肢をテキストで確認する	④と同じ

5. 意識レベルについて

	小濱美智代さん	高橋未央さん	藤田和也さん
①松本の要求する意識レベルは高すぎると思いますか？	もっと高くても大丈夫です。	普通かなと思います。	普通のことだと思います。
②（高すぎると思わなかった場合）もっと要求する意識レベルが高くてもいいですか？		これぐらいで…	高くてもいいと思います。

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
ネット メディア	「All About」で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ホームページ	「リアリスティック司法書士試験」 http://realistic-sihousyosisikenn.jp/	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://sihousyosisikenn.jp/	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町670 京都フクトクビル6F

TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F

TEL092-726-5040（代表）

宇都宮校：〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-5 国際情報ビジネス専門学校内（受付2階）

TEL028-600-4877

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階

穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335

高松校：〒760-0021 高松市西の丸町14-10 穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL087-822-3313

鹿児島校：〒892-0842 鹿児島市東千石町19-32 鹿児島情報ビジネス専門学校内

TEL099-223-8400